

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

### 告 示

- 地籍調査事業計画の策定 (地域復興支援課) 一
- 平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正 (農林水産経営支援課) 一
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) 一四
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村振興課) 一四
- 道路の区域変更 (道路課) 一五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 一五
- 教育委員会定例会の開催 (教育委員会) 一七

## 告 示

○宮城県告示第四百九十八号  
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十五年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。  
 平成二十五年六月四日

一 調査を行う者の名称及び調査区域  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

調 査 区 域

石巻市	開北一丁目等四単位区域
気仙沼市	本吉町上川内の一部等二単位区域
白石市	大平中目字穴田前等三十一単位区域 大平中目字灰場等八単位区域 大平森合字内田前等四十五単位区域 大平森合字山等六単位区域 小下倉等四十一単位区域
大崎市	古川清滝字逆沢等二単位区域 古川清滝字向山等四単位区域
柴田町	船迫字弁天等四単位区域(座標変換及び検証測量)
川崎町	大字小野字黒森山等一部三単位区域 大字今宿字岩下山の一部区域 大字今宿字岩下山等四単位区域 大字今宿字栗師堂等三単位区域 大字今宿字岩下山の一部区域 大字川内字芋ノ窪等一部六単位区域

### 二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十六年三月三十一日まで

### ○宮城県告示第四百九十九号

平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部を次のように改正し、平成二十五年六月四日から施行する。

平成二十五年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表中

区 域	区 分
気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合 の唐桑支所の地区)	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用していることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに様受網を使用していることを目的とする漁業以外の漁業 4. 小型定置漁業

<p>気仙沼市区域 （宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の区域のうち大島の区域）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>2. 小型定置漁業</li> <li>3. 大型定置漁業</li> </ol>	<p>気仙沼市区域 （宮城県漁業協同組合の大谷本吉出張所の区域）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 小型定置漁業</li> </ol>
<p>気仙沼市区域 （宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の区域のうち鹿折の区域）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用 用していさだをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業及び樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>3. 小型定置漁業</li> </ol>	<p>気仙沼市区域 （宮城県漁業協同組合の気仙沼地区及び宮城本吉支所の区域）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大型定置漁業</li> <li>4. 小型定置漁業</li> </ol>
<p>気仙沼市区域 （宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の区域のうち階上の区域）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>2. 小型定置漁業</li> </ol>	<p>南三陸町区域 （宮城県漁業協同組合の歌津支所の区域）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用 用していさだをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をと ることを目的とする漁業</li> <li>3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び 2に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目 的とする漁業以外の漁業</li> <li>4. 小型定置漁業</li> <li>5. 大型定置漁業</li> </ol>
<p>気仙沼市区域 （宮城県漁業協同組合の地区）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業</li> <li>2. 小型定置漁業</li> </ol>	<p>南三陸町区域 （宮城県漁業協同組合の志津川支所の区域）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使 用していさだをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をと ることを目的とする漁業</li> <li>3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び 2に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目 的とする漁業以外の漁業</li> <li>4. 小型定置漁業</li> <li>5. 大型定置漁業</li> </ol>
<p>気仙沼市区域 （宮城県漁業協同組合の宮城本吉支所の地区のうち本吉出張所以外 の区域）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使 用していさだをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をと ることを目的とする漁業</li> <li>3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び 2に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目 的とする漁業以外の漁業</li> </ol>	<p>気仙沼市、南三陸町区 域 （宮城県漁業協同組合の唐桑支所、気仙沼地 区）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により樺受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業</li> </ol>



<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の出浜支所の地区)</p>	<p>の表浜支所の地区)</p>
<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用しているさだをとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3に掲げる漁業及び棒受網を使用しているさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 5. 小型定置漁業</p>	<p>2. 総トン数20トン未満の漁船によりどうを使用しあなごをとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業船びき網又はすくい網を使用しているさだをとることを目的とする漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業 4. 小型定置漁業</p>
<p>石巻市区域 (牡鹿漁業協同組合の 地区のうち鮎川浜及び 十八成浜の地区)</p>	<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の石巻市東部支所の地 区)</p>
<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業及び棒受網を使用しているさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>	<p>1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用しているさだをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 3. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりラゾツ網を使用している小女子をとることを目的とする漁業 4. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用しているう漁業 5. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業 6. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用しているう漁業 7. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用しているう漁業 8. 総トン数20トン未満の漁船によりすくい網を使用しているう漁業 9. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から8に掲げる漁業及び棒受網を使用しているさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 10. 小型定置漁業</p>
<p>石巻市区域 (牡鹿漁業協同組合の 地区)</p>	<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の石巻地区支所の地区)</p>
<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業、棒受網を使用しているさんまをとることを目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用しているさだをとることを目的とする漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業 4. 大型定置漁業</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに棒受網を使用しているさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の網地島支所の地区)</p>	<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の石巻地区支所の地区)</p>
<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに棒受網を使用しているさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業</p>

<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の石巻湾支所の地区)</p>	<p>4. 小型定置漁業</p>	<p>の女川町支所の地区の うち桐ヶ崎の区域)</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の石巻湾支所の地区)</p>	<p>5. 大型定置漁業</p>	<p>1. 大型定置漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の地区)</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p>	<p>1. 大型定置漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の地区)</p>	<p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業</p>	<p>1. 大型定置漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の地区)</p>	<p>3. 小型定置漁業</p>	<p>1. 大型定置漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の地区)</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p>	<p>1. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用し てさんまをとることを目的とする漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の地区)</p>	<p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業以外の漁業</p>	<p>1. 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により棒受網を使用 してさんまをとることを目的とする漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の地区)</p>	<p>3. 小型定置漁業</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんま をとることを目的とする漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の地区)</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんま をとることを目的とする漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の地区)</p>	<p>2. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用し てさんまをとることを目的とする漁業</p>	<p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲 げる漁業以外の漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の地区)</p>	<p>3. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使 用していさだをとることを目的とする漁業</p>	<p>3. 小型定置漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の地区)</p>	<p>4. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をと ることを目的とする漁業</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんま をとることを目的とする漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の地区)</p>	<p>5. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から 4に掲げる漁業以外の漁業</p>	<p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲 げる漁業以外の漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の地区)</p>	<p>6. 小型定置漁業</p>	<p>3. 小型定置漁業</p>
<p>女川町区域 (宮城県漁業協同組合 の女川町支所の地区 のうち竹浦の区域)</p>	<p>1. 大型定置漁業</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんま をとることを目的とする漁業</p>
<p>女川町区域 (宮城県漁業協同組合 の地区)</p>	<p>1. 大型定置漁業</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲 げる漁業以外の漁業</p>
<p>女川町区域 (宮城県漁業協同組合 の地区)</p>	<p>1. 大型定置漁業</p>	<p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲 げる漁業以外の漁業</p>
<p>女川町区域 (宮城県漁業協同組合 の地区)</p>	<p>1. 大型定置漁業</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんま をとることを目的とする漁業</p>

<p>東松島市区域 協同組合 (宮城県漁業協同組合の宮戸支所の地区)</p> <p>3. 小型定置漁業</p> <p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>3. 小型定置漁業</p>	<p>塩釜市区域 協同組合 (塩釜市漁業協同組合の地区)</p> <p>3. 小型定置漁業</p> <p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>3. 小型定置漁業</p>
<p>東松島市区域 協同組合 (宮城県漁業協同組合の宮戸西部支所の地区)</p> <p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>3. 小型定置漁業</p>	<p>七ヶ浜町区域 協同組合 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち要害の区域)</p> <p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業</p> <p>3. 小型定置漁業</p>
<p>松島町区域 協同組合 (宮城県漁業協同組合の松島支所の地区)</p> <p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>3. 小型定置漁業</p>	<p>七ヶ浜町区域 協同組合 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち東宮東支所の区域)</p> <p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業</p> <p>3. 小型定置漁業</p>
<p>塩釜市区域 協同組合 (宮城県漁業協同組合の塩釜市浦戸東部支所の地区)</p> <p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により主として刺網を使用して白魚をとることを目的とする漁業</p> <p>3. 総トン数20トン未満の漁船により主として刺網を使用して行う漁業であって、2に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から3に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>5. 小型定置漁業</p>	<p>七ヶ浜町区域 協同組合 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の区域のうち七ヶ崎支所の区域)</p> <p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業</p> <p>3. 小型定置漁業</p>
<p>塩釜市区域 協同組合 (宮城県漁業協同組合の塩釜市第一支所の地区)</p> <p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>3. 小型定置漁業</p>	<p>七ヶ浜町区域 協同組合 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち七ヶ花測浜の区域)</p> <p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び2に掲げる漁業並びに敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業</p> <p>3. 小型定置漁業</p>

七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の区域のうち喜浦田浜の区域)	とする漁業以外の漁業
	4. 小型定置漁業
	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用して行う漁業
七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の区域のうち松ヶ浜(陸浜)の区域)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び2に掲げる漁業並びに敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業
	3. 小型定置漁業
	4. 小型定置漁業
塩釜市及び七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所及び塩釜地区磯船漁業協同組合の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業
	3. 小型定置漁業
	1. 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
仙台市区域 (宮城県漁業協同組合の仙台支所の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3. 小型定置漁業
	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
名取市区域 (宮城県漁業協同組合の閑上支所の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業
	3. 小型定置漁業
	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げることを目的とする漁業
七ヶ浜町及び名取市区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所及び閑上支所の地区)	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業
	2. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	3. 小型定置漁業
	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び2に掲げることを目的とする漁業

亘理町区域 (宮城県漁業協同組合の亘理支所の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用し て行う漁業
	2. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
	4. 小型定置漁業
山元町区域 (宮城県漁業協同組合の山元支所の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してかいらいと ることを目的とする漁業
	3. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してしゃこをと ることを目的とする漁業
	4. 総トン数20トン未満の漁船により刺網又は籠を使用してかに をとることを目的とする漁業
	5. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してさけ又はま すをとることを目的とする漁業
	6. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してすけとうだ らをとることを目的とする漁業
	7. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してあかが いとることを目的とする漁業
	8. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してごだま がいをとることを目的とする漁業
	9. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してうばが いとることを目的とする漁業
	10. 総トン数20トン未満の漁船によりどうを使用しあなごをと ることを目的とする漁業
	11. 総トン数20トン未満の漁船によりどう又は籠を使用してたご をとることを目的とする漁業
	12. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から 11に掲げる漁業以外の漁業
	13. 小型定置漁業
石巻市、女川町、東松島市及び塩釜市区域 (宮城県漁業協同組合の地区)	1. 総トン数50トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使 用して行う漁業
	1. 総トン数10トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁 業
石巻市、女川町、塩釜市及び名取市区域	

(宮城県近海底曳網漁業協同組合の地区)	
2. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業	
3. 総トン数20トン以上50トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業	

区 域	区 分
気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区)	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業 4. 3に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 5. 小型定置漁業 6. 大型定置漁業
気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち大島の区域)	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、樺受網を使用していることを目的とする漁業以外の漁業 2. 小型定置漁業
気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち鹿折の区域)	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 4. 小型定置漁業
気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち松岩の区域)	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、樺受網を使用していることを目的とする漁業以外の漁業 2. 小型定置漁業
気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合)	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業

気仙沼地区支所の地区のうち階上の区域)	2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 4. 小型定置漁業
気仙沼市区域 (気仙沼漁業協同組合の地区)	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 2. 小型定置漁業
気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合の唐桑支所、及び気仙沼漁業協同組合の地区)	1. 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により樺受網を使用していることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 4. 小型定置漁業
気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合の唐桑支所以外の地区)	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 4. 小型定置漁業
気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち大谷本吉支所の地区)	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 4. 小型定置漁業
気仙沼市区域 (宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち大谷本吉支所の地区)	1. 大型定置漁業
南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区)	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業



<p>南三陸町区域協同組合 (宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業</li> <li>4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>5. 小型定置漁業</li> <li>6. 大型定置漁業</li> </ol>
<p>気仙沼市、南三陸町区域 (宮城県漁業協同組合の唐桑支所、気仙沼地区支所、大谷本吉支所、歌津支所及び志津川支所の地区)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業</li> <li>3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業</li> <li>4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>5. 小型定置漁業</li> <li>6. 大型定置漁業</li> </ol>
<p>石巻市区域協同組合 (宮城県漁業協同組合の北上町十三浜支所の地区)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業</li> <li>3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>4. 小型定置漁業</li> </ol>
<p>石巻市区域協同組合 (宮城県漁業協同組合の河北町支所の地区)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> </ol>
<p>石巻市区域協同組合 (宮城県漁業協同組合の雄勝町東部支所の地区)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 小型定置漁業</li> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業</li> </ol>
<p>石巻市区域協同組合 (宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>3. 小型定置漁業</li> <li>4. 大型定置漁業</li> </ol>
<p>石巻市区域協同組合 (宮城県漁業協同組合の河北町支所、雄勝町東部支所の地区)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業</li> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業</li> </ol>
<p>石巻市区域協同組合 (宮城県漁業協同組合の寄磯支所の地区)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業</li> </ol>

石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の前網支所の地区)	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 小型定置漁業</li> </ol>	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の前網支所の地区)	<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業</li> <li>4. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業</li> <li>5. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から4に掲げる漁業及び棒受網を使用したことを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>6. 小型定置漁業</li> </ol>
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の宮城支所及び前網支所の地区)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業</li> <li>3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業、棒受網を使用して使用してさんまをいさだをとする目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>4. 小型定置漁業</li> </ol>	石巻市区域 (牡鹿漁業協同組合の地区)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業</li> <li>3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに棒受網を使用したことを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>4. 小型定置漁業</li> <li>5. 大型定置漁業</li> </ol>
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の殿浦支所の地区)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>3. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業</li> <li>4. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業</li> <li>5. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から4に掲げる漁業及び棒受網を使用したことを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>6. 小型定置漁業</li> </ol>	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の網地島支所の地区)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業</li> <li>3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業、棒受網を使用して使用してさんまをいさだをとする目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>4. 小型定置漁業</li> <li>5. 大型定置漁業</li> </ol>
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の泊浜支所の地区)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>3. 小型定置漁業</li> </ol>	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合 の表浜支所の地区)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業</li> <li>3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から4に掲げる漁業、船びき網又はすくい網を使用してさんまをいさだをとする目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用して小女子をとることを目的とする漁業及び敷網を使用したことを目的とする漁業</li> <li>4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3に掲げる漁業、船びき網又はすくい網を使用してさんまをいさだをとする目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用して小女子をとることを目的とする漁業</li> </ol>

<p>的とする漁業以外の漁業</p> <p>5. 小型定置漁業</p>	<p>の石巻湾支所の地区)</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業</p> <p>3. 小型定置漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の網地島支所及び表浜支所の地区)</p> <p>1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることとすることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業</p> <p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数10トン未満の漁船によりランゾ網を使用して小女子をとることを目的とする漁業</p> <p>3. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりランゾ網を使用して小女子をとることを目的とする漁業</p> <p>4. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用して行う漁業</p> <p>5. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業</p> <p>6. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業</p> <p>7. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用して行う漁業</p> <p>8. 総トン数20トン未満の漁船によりすくい網を使用して行う漁業</p> <p>9. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から8に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業</p> <p>10. 小型定置漁業</p>	<p>石巻市区域 (石巻市漁業協同組合の地区)</p> <p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業</p> <p>3. 小型定置漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の石巻地区支所の地区)</p> <p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業</p> <p>3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業</p> <p>4. 小型定置漁業</p> <p>5. 大型定置漁業</p>	<p>女川町区域 (宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち竹浦の区域)</p> <p>1. 大型定置漁業</p>
<p>石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の宮城県漁業協同組合)</p> <p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p>	<p>女川町区域 (宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち柳ヶ崎の区域)</p> <p>1. 大型定置漁業</p>

<p>女川町区域 （宮城県漁業協同組合の女川町支所のうち鮎浦の区域）</p>	<p>1. 大型定置漁業</p>	<p>東松島市区域 （宮城県漁業協同組合の宮戸支所の地区）</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>
<p>女川町区域 （宮城県漁業協同組合の女川町支所のうち江島の区域）</p>	<p>1. 大型定置漁業</p>	<p>東松島市区域 （宮城県漁業協同組合の宮戸西部支所の地区）</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>
<p>女川町区域 （宮城県漁業協同組合の女川町支所のうち出島及び寺間の区域）</p>	<p>1. 大型定置漁業</p>	<p>松島町区域 （宮城県漁業協同組合の松島支所の地区）</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>
<p>石巻市区域 （宮城県漁業協同組合の北上町三雄支所、河北町支所、雄勝町東部支所、宮城支所、前泊支所、谷川支所、網泊支所、鮎浦支所、網地島支所、表浜支所、石巻支所、東部支所、湾支所、牡鹿支所、石巻支所、及び石巻市漁業協同組合の地区）</p>	<p>1. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p>	<p>塩釜市区域 （宮城県漁業協同組合の塩釜市浦戸東部支所の地区）</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により主として刺網を使用して白魚をとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により主として刺網を使用して行う漁業であって、2に掲げる漁業以外の漁業 4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から3に掲げる漁業以外の漁業 5. 小型定置漁業</p>
<p>石巻市及び女川町区域 （宮城県漁業協同組合の女川町支所、石巻支所及び石巻市漁業協同組合の地区）</p>	<p>1. 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p>	<p>塩釜市区域 （宮城県漁業協同組合の塩釜市浦戸支所の地区）</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>
<p>東松島市区域 （宮城県漁業協同組合の宮城支所の地区）</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>	<p>塩釜市区域 （宮城県漁業協同組合の塩釜市第一支所の地区）</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>
<p>東松島市区域 （宮城県漁業協同組合の宮城支所の地区）</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>	<p>塩釜市区域 （宮城県漁業協同組合の塩釜市第一支所の地区）</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>

<p>塩釜市区域 (塩釜市漁業協同組合の地区)</p>	<p>塩釜市区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち七ヶ浜支所の区域)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業</li> <li>3. 小型定置漁業</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 小型定置漁業</li> </ol>
<p>七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち七ヶ浜支所の区域)</p>	<p>七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち七ヶ浜支所の区域)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>3. 小型定置漁業</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び2に掲げる漁業並びに敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>3. 小型定置漁業</li> </ol>
<p>七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち七ヶ浜支所の区域)</p>	<p>塩釜市及び七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所及び塩釜市区域)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>3. 小型定置漁業</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業</li> <li>3. 小型定置漁業</li> </ol>
<p>七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち七ヶ浜支所の区域)</p>	<p>七ヶ浜町及び名取市区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所及び名取市区域)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>3. 小型定置漁業</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>3. 小型定置漁業</li> </ol>
<p>七ヶ浜町区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち七ヶ浜支所の区域)</p>	<p>七ヶ浜町及び名取市区域 (宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所及び名取市区域)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</li> <li>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業</li> <li>3. 小型定置漁業</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業</li> </ol>

山元町区域 漁業協同組合 (宮城県漁業協同組合 の山元支所の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用し て行う漁業
	2. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業
	3. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してかいらいをと ることを目的とする漁業
	4. 小型定置漁業
石巻市、女川町、塩釜 市及び名取市区域 石巻市、女川町、東松 島市及び塩釜市区域 (宮城県沖合底びき網 漁業協同組合の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用し て行う漁業
	1. 総トン数50トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使 用して行う漁業
	13. 小型定置漁業
	11. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してたこ をとることを目的とする漁業
	12. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から 11に掲げる漁業以外の漁業
	10. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用し、あなごをと ることを目的とする漁業
	9. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用し、うばが いをとることを目的とする漁業
	8. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用して、こたま がいをとることを目的とする漁業
	7. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用し、あかが いをとることを目的とする漁業
	6. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用して、すけとうだ らをとることを目的とする漁業
	5. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用して、さけ又はま すをとることを目的とする漁業
	4. 総トン数20トン未満の漁船により刺網又は籠を使用して、かにか をとることを目的とする漁業
	3. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用して、しゃこをと ることを目的とする漁業

(宮城県近海底曳網漁 業協同組合の地区)	
2. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により底びき網を使用 して行う漁業	宮城県知事 村 井 嘉 浩
3. 総トン数20トン以上50トン未満の漁船により底びき網を使用 して行う漁業	

改める。

○宮城県告示第五百四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十五年六月四日

一 家畜伝染病の種類

ヨ一ネ病

二 畜種

牛(黒毛和種)

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生場所又は区域

登米市

五 発生日月日

平成二十五年五月二十三日

六 患畜の取扱う

法令殺

○宮城県告示第五百一号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
江合川右岸	かんがい排水事業	平成二十五年四月三十日

○宮城県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 馬場只越線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
気仙沼市唐桑町只越二一〇番二地先から 同市唐桑町只越六番四地先まで		前A	五・〇 八・八	七八三・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後A	五・〇 八・八	七八三・〇			
後B	一四・三 五六・三	八六〇・〇			

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 調達案件及び数量 宮城県工事管理システム機器設備等提供、導入、設定作業及び保守業務一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 契約締結の日から平成三十年十二月三十一日
  - 4 履行場所 宮城県庁舎内ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
  - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 公告の日から落札決定の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係

者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札時において、次に掲げる認証制度のいずれかを取得していること。

(一) ISMS適合性評価制度(情報セキュリティマネジメント)

(二) プライバシーマーク制度

9 過去二年以内に公共機関と情報システムの開発又は運用保守に係る業務委託契約(契約額二千万円以上に限る。)を履行した実績を有すること(運用保守で複数年契約しているものについては、契約締結後一年以上経過しているものを含む)。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 電話〇二二―二二―一三三三五)へ平成二十五年六月二十五日(火)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号

宮城県出納局契約課 工事契約班(電話〇二二―二二―一三三三六)

2 入札説明書及び入札参加申請書の交付期限

(一) 平成二十五年六月四日(火)から同年七月二日(火)までの午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)とする。

(二) 入札説明書及び入札参加申請書の交付方法 1において配布する。

3 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、必要書類(2により配布する様

式による。)を持参の上提出し、この業務に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

4 入札参加申請書類等の提出期限及び提出場所等

(一) 平成二十五年七月二日(火)の午後五時まで

(二) 提出場所 1と同じ。

5 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることが出来る。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を三の1に記載の担当課へ提出しなければならない。

6 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十五年七月十六日(火)午後五時まで

(二) 郵送により提出するものとし、配達証明付書留郵便にて提出期限まで到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、7の開札日の日時までとする。

(三) 提出場所 1と同じ。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

7 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年七月十七日(水)午前十一時(午前十時五十分開場)

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 宮城県行政庁舎二階 第一入札室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する



消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって予定価格を制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

#### 六 概要

#### Summary

- 1 Items/Service Required : Provision of devices, installation, configuration and maintenance of a construction-related operations system for the Miyagi Prefectural Government - 1 set
- 2 Period of Contract : From the contract conclusion date to December 31, 2018
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Office and other locations
- 4 Deadline for Bids : Tuesday, July 16, 2013, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Information : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-3336
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

## 教育委員会

### ○宮城県教育委員会告示第十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十五年六月四日

宮城県教育委員会

委員長 庄子 晃子

一日 時 平成二十五年六月十一日 午前十時三十分

二場 所 教育委員会会議室

三事 件

- 1 職員の人事について
- 2 宮城県産業教育審議会委員の人事について
- 3 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問合せ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二一三六一一）